

被災農業者農地賃借助成金事業のご案内

東日本大震災において被災された農業者が本市において営農再開する場合の農地の賃借料を助成します。

○ 助成を受けられる方は？

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・ 東日本大震災発生時に岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県いずれかに居住していた農業者（農地基本台帳登載者）
- ・ 経営地（農地・農業用施設・居住地等）を移転された方
- ・ 本市において継続的に営農する意思がある方
- ・ 農地の賃貸借契約を本人名義で締結する方

○ 助成の内容は？

実際に支払う賃借料に対して、

年間15,000円／10a以内、対象面積50aを上限として最大3年助成

※ 10a未满是切捨てて10a単位とする。

○ 申請はどうすればいいの？

事業開始後に以下の所定書類を添えて**宇都宮市農業振興課**に申請

- ① 交付申請書
- ② 住民票の写し
- ③ 農地賃貸借契約書の写し
- ④ 被災農業者であることを証明する書類

※ 当該年度予算の範囲内において助成するため、ご希望にそえない可能性があります。

また助成状況によっては、満額の助成とならないことがあります。

○ 申請先及び問合せ先

〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市役所 農業振興課 担い手支援グループ

（電話）028-632-2454 （FAX）028-639-0618